

永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町条例第15号

永平寺町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険基金条例(平成18年永平寺町条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険の保険給付に要する費用」を「国民健康保険事業費納付金、保健事業に要する費用及びその他の財源」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。